

# 鹿角市役所エコ・オフィス計画（第4期）

○地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

○グリーン購入調達方針

2021（令和3）年3月

2023（令和5）年3月 改定

鹿 角 市



## 目 次

第1章 計画策定の基本事項	1
1 計画策定の背景	1
2 鹿角市におけるこれまでの取り組み	2
3 計画策定の目的	3
4 計画の対象とする部局	4
5 計画の対象とする事務・事業の範囲	4
6 計画の期間	4
第2章 第3期計画の取り組み実績	5
1 基本的事項	5
2 活動項目別数値目標及び内容	5
3 活動項目別排出量	7
第3章 第4期計画の目標	10
1 基本的事項	10
2 温室効果ガス総排出量削減目標	12
3 活動項目別排出量目標	14
第4章 計画達成に向けた取り組み	17
対策① 省エネ・省資源に配慮した事務事業の推進	17
1) 公共施設の新築・増改築・設備の改修工事等における取り組み	17
2) エネルギーの使用に関する取り組み	17
3) 水の使用に関する取り組み	18
4) 廃棄物の減量	18
対策② 公用車の使用による負荷の低減の推進	19

5) 公用車の走行距離及び燃料使用量削減に向けた取り組み	19
対策③ グリーン購入の推進	20
6) グリーン購入に係る取り組み	20
対策④ 職員意識向上の推進	20
7) 研修・情報発信等の取り組み	20
第5章 計画の推進と点検・公表	21
1 推進体制	21
2 取り組み結果の点検と公表	21

# 第1章 計画策定の基本事項

---

## 1 計画策定の背景

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均気温が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は地球全体の機構に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、異常気象等による被害も観測されています。地球温暖化問題は、今や最も重要な環境問題の一つであり、温室効果ガスの排出抑制に向けた早急な対策が求められています。

1997（平成9）年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）では、先進国に法的拘束力のある削減目標を規定した「京都議定書」が採択され、日本は、2008（平成20）年～2012（平成24）年の5年間で1990（平成2）年に比べて6%削減とする目標を定めました。その後、2015（平成27）年には、新たな国際約束となる「パリ協定」が採択され、「地球の平均気温の上昇を2°Cより十分下方に抑えるとともに、1.5°Cに抑える努力を追及すること」を目的とし、その達成のため、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成することとなりました。これを受けて、国では2016（平成28）年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定され、「2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比26%の温室効果ガスの削減」という目標を掲げました。

また、2015（平成27）年9月に国連が採択した持続可能な開発目標（SDGs）では、2030（令和12）年までによりよい社会の実現を目指すための17のゴールが掲げられており、その中でエネルギー目標については、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保することとされているほか、気候変動や陸上資源についても持続可能となるよう目標が掲げられています。

その後、2020（令和2）年に国では、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021（令和3）年には「地球温暖化対策推進に関する法律（以下「温対法」という。）」を改正するとともに、新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、「2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量の削減目標を2013（平成25）年度比で46%削減する」ことに大幅に目標を引き上げました。さらには、50%削減の高みを目指すことを表明しています。

秋田県では、2022（令和4）年4月に「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（改定版）」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を「2013（平成25）年度比で54%削減」とする新たな目標を掲げたほか、2050年カーボンニュートラルを宣言しました。

このような状況下、本市においても、自らが行う事務事業が環境に負荷を与えていることを十分認識し、一事業者及び消費者としての立場から、温室効果ガスの削減対策を含めた環境への負荷の低減に率先して取り組むとともに、地域資源を有効に活用した再生可能エネルギーの導入や、鹿角市公共施設等総合管理計画に基づき、保有する公共施設全般の今後のあり方を見極めながら、他の主体による積極的な活動の促進に資することが求められています。

## 2 鹿角市におけるこれまでの取り組み

本市では、環境対策に市を挙げて取り組むため、平成14年3月に「鹿角市環境基本計画」を策定し、平成23年3月には「第2次鹿角市環境基本計画」、令和3年3月には「第3次鹿角市環境基本計画」を策定してまいりました。

本市では、自給率300%を超える再エネ発電所を有するなど、地域の再生可能エネルギーを地域の活性化に結び付ける取り組みを進めており、その中で、2022（令和4）年2月に「鹿角市エネルギービジョン」を策定し、豊富な再生可能エネルギーの利用によってカーボンニュートラルの達成を展望しています。

さらに、本市は、豊富な森林資源を有することから、全国に先駆けたカーボンニュートラルの達成を目指し、2022（令和4）年3月14日に、「2030年ゼロ・カーボンシティ宣言」を行いました。

鹿角市役所は、一事業者及び消費者としての立場から、温室効果ガスの削減対策を含めた環境への負荷の低減に率先して取り組むため、「鹿角市役所エコ・オフィス計画」（以下「本計画」という。）を策定し、これまで3期に渡って具体的な取り組みを進めてきたところであります。

本計画は、温対法に基づく実行計画を包含する計画として位置づけ、一事業者として、その事務事業における温室効果ガス排出量の把握や、効果的な省エネルギーの推進など、排出抑制に向けた取り組みを積極的に行い、持続可能なエコ・オフィスに向けた活動を推進します。

### 3 計画策定の目的

温対法第 21 条の規定では、地方公共団体の事務及び事業に関し、「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作業の保全及び強化のための措置に関する計画」を策定するものとしています。また、2016（平成 28）年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体の基本的な役割として「自ら率先的な取組みを行うことにより、地域の事業者・住民の模範となることを目指すべき」としています。

その地方公共団体の一つである鹿角市は、市内における行政の主体として様々な事務・事業を行う機関であることから、温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、温室効果ガス排出量と削減目標の設定、目標達成のための対策に向けた検討を行い、温室効果ガスの排出抑制に向けた対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするほか、鹿角市環境基本計画との整合を図り「自然とともに生き 未来を拓くまち」を目指すための実行計画として、「鹿角市役所エコ・オフィス計画（第 4 期）」を策定します。

併せて、グリーン購入法第 4 条に基づき、市の環境配慮物品の調達（グリーン購入）を推進することを目的とします。

#### ◎目的と期待される効果

- ① 市内の一事業者として、地球温暖化防止に貢献
- ② 職員の意識向上
- ③ 地域住民や事業者に対する行政の率先行動
- ④ 地方公共団体の義務の履行
- ⑤ 省エネルギーによる経費削減
- ⑥ 環境に配慮した循環型の物品調達

## 4 計画の対象とする部局

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| • 市長部局（全出先機関を含む） | • 農業委員会事務局   |
| • 公営企業           | • 選挙管理委員会事務局 |
| • 議会事務局          | • 教育委員会      |
| • 監査委員事務局        |              |

## 5 計画の対象とする事務・事業の範囲

市が実施する全ての事務・事業とします。

なお、市の事務・事業を外部へ委託（指定管理を含む）している場合は、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、受注者等に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとします。

また、環境配慮物品等の調達・使用についても同様とします。

## 6 計画の期間

本計画は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とし、基準年を2020（令和元）年度実績とします。

また、本計画では、国の地球温暖化対策計画に準じて、2013（平成25）年度を基準年とし、2030（令和12）年度を最終目標年度とした長期視点での実行計画に包含されるものとして位置づけ、施設数の変動を踏まえた目標達成への推移についても、合わせて行っていきます。

なお、計画期間中に環境法令等の施行・改正や国の動向等により修正の必要がある場合には、適宜見直しを行います。



## 第2章 第3期計画の取り組み実績

### 1 基本的事項

- ・計画期間 : 2016 (平成 28) 年度から 2020 (令和 2) 年度の 5 年間
- ・基準年度 : 2014 (平成 26) 年度
- ・削減目標 : 本市の事務事業から発生する年間温室効果ガス排出量を 2014 (平成 26) 年度と比べて、2020 (令和 2) 年度までに 12%の削減を目標としました。これにより、国が示した基準年 2005 (平成 17) 年度の排出量と比較し、3.8%の削減となることを目標としています。

#### ★温室効果ガス算定方法

各施設における活動量（エネルギー使用量など）に「温室効果ガス排出係数」や「地球温暖化係数」を乗じることにより算定します。「排出係数」については、温対法施行令第3条、「地球温暖化係数」については、温対法施行令第4条に定める係数を用います。

係数については、平成21年の東北電力に係る排出係数(0.468kg-CO<sub>2</sub>/kwh)を使用しています。

### 2 活動項目別数値目標及び内容

項 目	数 値 目 標 及 び 内 容
電気使用量の削減	毎年度 2.3%以上、2020 (令和 2) 年度末 11.8%以上 ただし、業務の性質上削減が難しい組織の目標値は、基準年度より増加させないこととする。 時間帯や利用頻度による不必要な照明器具の消灯。業務に差し支えない程度の照明器具の間引き点灯。個人使用の扇風機、電気ストーブの使用は止める。ノー残業デーを徹底する。

燃料使用量の削減	<p>毎年度 2.9%以上、2020（令和 2）年度末 15.0%以上</p> <p>ただし、業務の性質上削減が難しい組織の目標値は、国が示した基準年（2005（平成 17）年度）より増加させないこととする。</p> <p>冷房 28 度、暖房 20 度を目安とし、空調設備の温度管理を適切に行う。夏季および冬季の衣服の調節を行う。ブラインドを効率的に活用する。</p>
公用車燃料使用量の削減	<p>毎年度 2.3%以上、2020（令和 2）年度末 12.0%以上</p> <p>更新、導入にあたっては軽自動車、低公害車を選択する。近距離の用務には徒歩や自転車の利用に努める。アイドリング・ストップを実施する。エアコンの使用を控えめにする。</p>
水使用量の削減	<p>毎年度 0.5%以上、2020（令和 2）年度末 3.0%以上</p> <p>ただし、業務の性質上削減が難しい組織の目標値は、国が示した基準年（2005（平成 17）年度）より増加させないこととする。</p> <p>節水に努める。</p>
コピー用紙使用量の削減	<p>毎年度 0.5%以上（購入量ベース）、2020（令和 2）年度末 3.0%以上</p> <p>コピー用紙は原則として古紙配合率 100%の再生紙または環境配慮型商品とする。可能な限りペーパーレス化を図る。庁内 LAN による回覧・掲示板等の活用により、資料の共有化を図る。庁内で完結する連絡文書・会議等の資料は両面コピーを徹底し、片面使用済み用紙の裏面を再利用する。</p>
環境配慮型物品等の購入率の向上	<p>60%以上</p> <p>各種消耗品、備品等の購入にあたっては、原則として環境配慮型製品を選択するものとする。</p>

### 3 活動項目別排出量

取り組み結果は資料1のとおりです。

基準年の2014（平成26）年度と2019（令和元）年度との比較では、燃料などのほぼ全ての項目別で削減が達成されており、重油については、本庁舎内の空調機の温度設定や、こまめな稼動停止などにより大きく削減することができ、2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は、基準年との比較で10.9%減となりました。今後、デマンド監視装置による電力消費量の調整を継続するほか、電力消費量を抑えるLED照明への改修など、省エネルギー製品や高効率空調・給湯への更新を促進し、より削減を意識することで、環境への負荷を減らし、最終年である2020（令和2）年度の実績で目標を達成できるものと見込んでいます。

しかしながら、令和元年度は、例年に比べて暖冬であったことから、冬季における暖房等の燃料が抑えられたものと考えられるほか、平成30年度に高速カラー印刷機を導入したことにより、コピー機から印刷機へ使用枚数が大幅に移行するなど、状況の変化が生じた実績となっています。

そのほか、基準年以降に新たに増加した施設（文化の杜交流館コモッセ、大湯温泉保養センター、まちなかオフィス）は、その施設の性質上、温室効果ガスの排出量の高い施設であることから、国の目指す2030年度までの目標達成には、さらなる努力が必要と考えられます。

(資料1)

## 取り組み項目別の数値目標達成状況

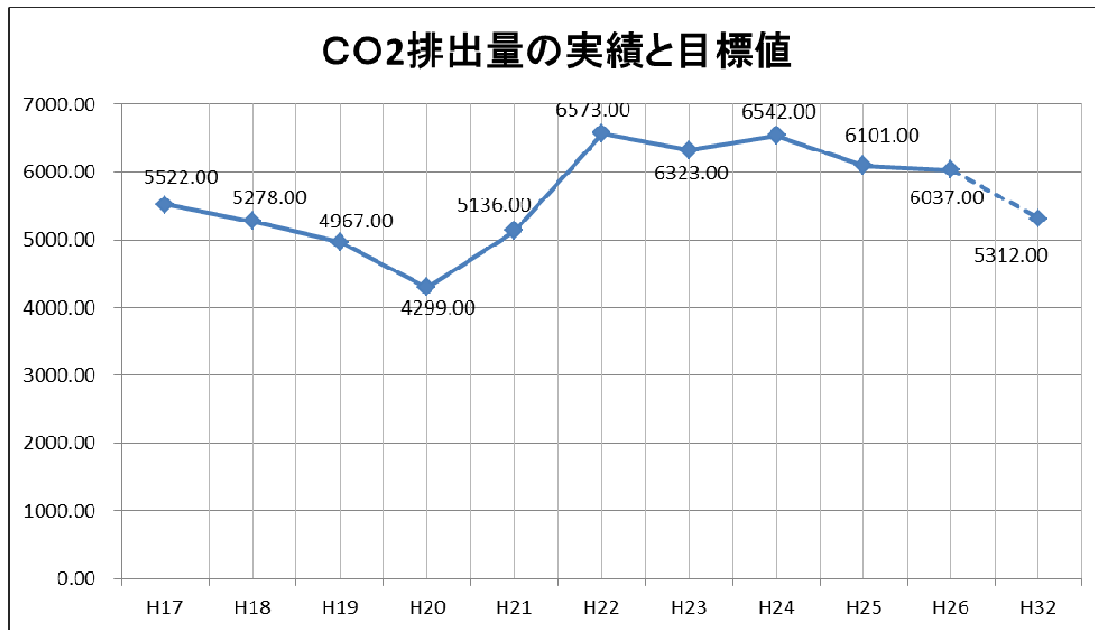
CO2 排出量(kg-CO2)

取組項目	【基準】		目標値	【実績】		削減 達成 割合
	2014(平成26)年度			2019(令和元)年度		
	使用量	CO2 排出量		使用量	CO2 排出量	
電気 (kwh)	8,172,130	3,868,122	▲11.8%	8,230,878	3,852,051	▲0.4
重油 (ℓ)	178,244	483,041	▲14.7%	106,760	289,280	▲40.1%
灯油 (ℓ)	595,081	1,481,752	▲13.5%	463,039	1,152,728	▲22.2%
水道 (m <sup>3</sup> )	121,069	—	▲3%	94,617	—	▲21.8%
ガソリン (ℓ)	47,748	110,775	▲12%	37,103	86,141	▲22.2%
コピー使用換算 重量 (kg)	9,454	—	▲3%	6,688	—	▲29.2
コピー用紙購入 重量 (kg)	28,853	—	▲3%	27,957	—	▲3.1
環境配慮消耗品 数量 (%)	31.74	—	60%	23.51	—	▲25.9
全体		6,038,143	▲12%		5,380,200	▲10.9

※排出係数はH21年度の数値を使用しています。

※実績は2014(平成26)年度時点の施設との比較(それ以降の増加施設分を除く)

(資料2) 第3期計画の取組項目別の数値目標の推移



※排出係数は H21 年度の数値を使用しています。

※第3期計画では、温室効果ガスをCO<sub>2</sub>と表記しています。

## 第3章 第4期計画の目標

### 1 基本的事項

- ・計画期間 : 2021（令和3）年度から2025（令和7）年度の5年間
- ・基準年度 : 目標設定のための基準年度を令和元年度とします。

★「排出係数」については法施行令第3条、「地球温暖化係数」については、温対法施行令第4条に示された係数を用いるものとします。資料4の二酸化炭素排出係数は、平成21年度の参考係数であり、毎年電気供給事業所ごとに排出係数が変動し、国から公表されているが、基準年と比較するため、算出には当該年度を用いるものとします。

（資料3） 各種燃料の単位発熱量と二酸化炭素排出係数及び地球温暖化係数（法施行令別表第一）

燃料の区分	燃料使用量の単位	単位発熱量 a (MJ/単位)	炭素排出係数 b [kg-C/MJ]	排出係数 c $a \times b \times (44/12)$ [kg-CO2/kg, L, Nm3, m3]	地球温暖化係数	備考
ガソリン	L	34.6	0.0183	2.32	1	活動量は使用量
灯油	L	36.7	0.0185	2.49		
軽油	L	37.7	0.0187	2.58		
A重油	L	39.1	0.0189	2.71		
液化石油ガス（LPG）	kg	50.8	0.0161	3.00		

【環境省温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインより】

(資料4) 電気事業者から供給された電気にかかる二酸化炭素排出係数(施行令第3条第1号ロ)

電力会社名	使用量単位	年度	実排出係数 (t-CO2/kWh)	備考
東北電力	t-CO2/kWh	2009(平成21)年度	0.000468	第3期係数使用
東北電力	t-CO2/kWh	2013(平成25)年度	0.000591	国基準年
東北電力	t-CO2/kWh	2014(平成26)年度	0.000571	第3期計画基準年
東北電力	t-CO2/kWh	2019(令和元)年度	0.000521	第4期計画基準年
東北電力	t-CO2/kWh	2020(令和2)年度	0.000522	第3期計画最終年
東北電力	t-CO2/kWh	2021(令和3)年度	0.000519	第4期計画開始年
東北電力	t-CO2/kWh	2025(令和7)年度	0.00045(想定値)	第4期計画目標年
東北電力	t-CO2/kWh	2030(令和12)年度	0.00037(目標値)	国目標年

※1 電気の使用に伴う排出係数は、環境省資料(電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用))における東北電力株式会社の各年度の実排出係数を引用。(比較のため電気事業者は東北電力で統一する)

※2 令和12年度の実排出係数は国の温室効果ガス削減目標を受けて、電力事業者が2013(平成25)年度比で約35%削減とする目標値を公表した数値であり、2025(令和7)年度の数値は逆算した想定値である。

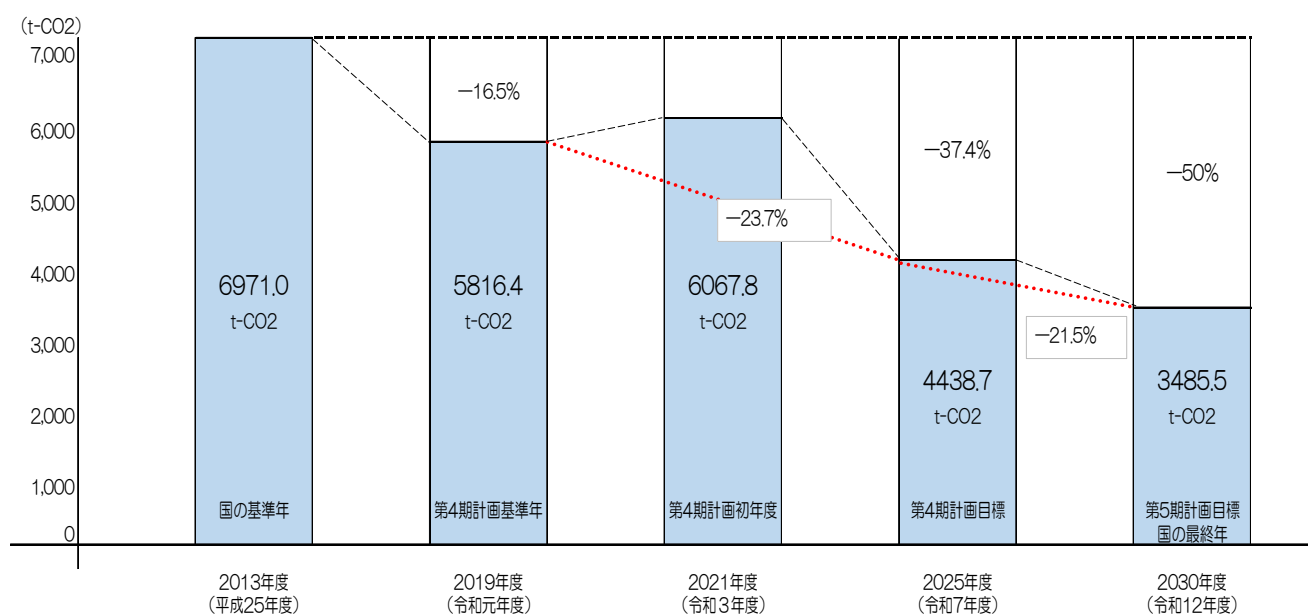
## 2 温室効果ガス総排出量削減目標

本計画では、市の事務事業から排出される年間温室効果ガス排出量を、2025（令和7）年度までに、23.7%削減（令和元年度を基準）します。その後の5か年でさらに21.5%の削減を目指し、国の地球温暖化対策計画で目指す2030（令和12年）までに2013（平成25）年度に比べ温室効果ガス排出量50%削減の目標達成を目指します。

<b>最終目標</b>	2030（令和12）年度までに、2013（平成25）年度排出量と比較して50%の削減を目指します。
-------------	---

<b>第4期計画目標</b>	2025（令和7）年度までに、2019（令和元）年度排出量と比較して23.7%の削減を目指します。
----------------	---

（資料5） 温室効果ガス削減目標のイメージ

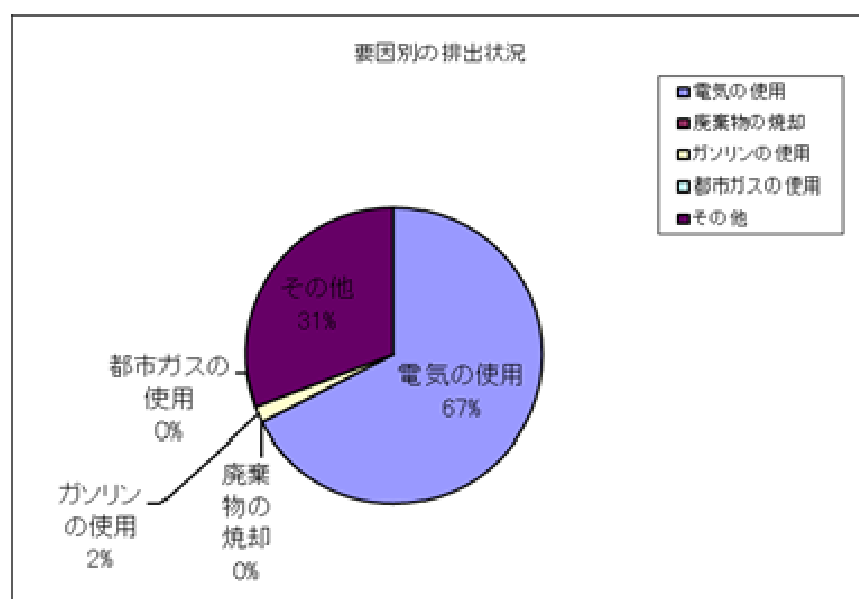




国の基準年度である 2013（平成 25）年度当時と、本計画の基準年である 2019（令和元）年度では、公共施設の状況が大きく様変わりしています。この間に増加した公共施設（文化の杜交流館コモッセ、大湯温泉保養センター「湯都里」、湯の駅「おおゆ」、まちなかオフィス等における温室効果ガスの排出量は、他の施設と比較しても規模が大きいことから、2013（平成 25）年度との比較に関わらず、市全体で一体的に目標達成に取り組んでいく必要があります。

本計画における目標の進行管理では、基準年との比較のため、増加した公共施設を含まない 2019（令和元）年度を基準として、国の目標である温室効果ガス排出量 50%削減を目指します。

（資料 6） 2013（平成 25）年度の温室効果ガスの要因別排出状況



資料 6 の要因別の排出状況をみますと、国の基準年度である 2013（平成 25）年度の温室効果ガスは、電気由来の温室効果ガスが約 67%を占めています。したがって、温室効果ガスの削減を考える際に、一番重要になるのがエネルギーの削減であることがわかります。

また、間接的な要因として電気事業者の CO2 排出係数が大きく作用してきます。電気事業者の電源構成における火力発電等の割合が増えると、この係数が増加するため、結果的に市の事務事業からの温室効果ガス排出量が増加する場合があります。

なお、これまでの第3期計画では、係数を2009（平成21）年度係数で固定していたため、この影響はありませんが、第4期計画では、環境省のガイドラインに従い、毎年公表される電気事業者から供給された電気にかかる二酸化炭素排出係数を反映するため、大きく影響してくるものと考えられます。

しかしながら、国の温室効果ガス削減目標を受けて、電力事業者においても、2013（平成25）年度と比較し、約35%削減する自主目標を公表するなど、温室効果ガス削減に向けた取り組みが進められていることから、今後の係数については、その削減効果が表れてくるものと考えられます。

### 3 活動項目別排出量目標

資料7のとおり、取り組み項目ごとに基準とする2019（令和元）年度使用量から、一年あたりの目標値として5%ずつ削減し、各エネルギー使用量を2025（令和7）年度までに2019（令和元）年度比23.7%削減することにより、温室効果ガス排出量についても2013（平成25）年度比で23.7%削減できます。また、その後の5年間についても同様に、年間4.3%ずつ削減して合わせて21.5%を削減し、国の最終目標年である2030（令和12）年度には、2013（平成25）年度比で合計50%の削減を図るシナリオとしています。

そのため、本計画期間中に、電気由来の温室効果ガスの排出量が最も高い本庁舎および記念スポーツセンターの照明設備をLED化することにより、エネルギー消費を大幅に抑制します。また、平時使用量から排出抑制効果が見込まれる公共施設についても、順次LED照明への改修を進めるほか、オンライン化などのDXを積極的に推進していくことにより、コピー枚数やコピー用紙購入量を削減し、ペーパーレス化を促進します。さらに、オンライン会議の普及によって、遠方への出張等を減らすとともに、環境に優しいクリーンなEV・HV車への更新と公用車台数の適正化を図ることで、ガソリン消費量の軽減を図ります。

そのほか、鹿角市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正な維持管理を進めることで、消費エネルギー全体の無駄を無くします。

(資料7)

## 取り組み項目別の数値目標

CO2 排出量(kg-CO2)

取組項目	【基準】 2019 (令和元) 年度		【目標】 2025 (令和7) 年度		削減 割合 (b-a)/a
	使用量	CO2 排出量 (a)	使用量	CO2 排出量 (b)	
電気 (kwh)	8,230,878	4,288,287	6,173,158	3,216,215	▲25%
重油 (ℓ)	106,760	289,280	85,408	231,424	▲20%
灯油 (ℓ)	463,039	1,152,728	370,431	922,182	▲20%
水道 (m <sup>3</sup> )	92,837	—	90,052	—	▲3%
ガソリン (ℓ)	37,103	86,141	29,682	68,912	▲20%
コピー使用換算 重量 (kg)	6,688	—	6,019	—	▲10%
コピー用紙購入 重量 (Kg)	27,957	—	22,365	—	▲20%
環境配慮消耗品 数量 (%)	23.51	—	60%	—	—
全体		5,816,436		4,438,733	▲23.7%

※第3期計画では電気については平成21年度の排出係数を使用することとしていたため、P8の令和元年度実績におけるCO2排出量とは一致しない。

※目標数値の算出のため、P11の令和7年度の排出係数(想定値)を使用する。

### I 施設のエネルギー使用量の削減

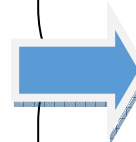
施設における電気使用料を 25.0%、その他エネルギーを 20%削減します。

### II 公用車使用による負荷の軽減

公用車使用による燃料を 20%削減します。

### III コピー用紙購入量の削減

ペーパーレス化を進め、コピー用紙購入量を 20%削減します。



令和7年度に温室効果ガスを  
23.7%削減する

## 第4章 計画達成に向けた取り組み

### 対策① 省エネ・省資源に配慮した事務事業の推進

#### 1) 公共施設の新築・増改築・設備の改修工事等における取り組み

公共施設や設備の中には、老朽化等によりエネルギー使用効率が低下する場合があります。本市では、鹿角市公共施設等総合管理計画個別計画に基づき、各施設や設備の計画的な見直しを行っていきませんが、更新の際にはエネルギー使用効率の向上を図ることで、省エネ化を進めます。

また、積極的な資源・エネルギーの節約、廃棄物の抑制を図るなど、環境負荷の低減に努めます。

##### <設備更新の取り組み>

- ・ 省エネルギー型の機器や設備の導入を進める。
- ・ 効率の良いエネルギー機器への更新、購入を進める。
- ・ 公共施設の整備の際には、省エネルギー、自然エネルギーに配慮したものにするよう努める。
- ・ 既設照明のLED化に努めるとともに、新築時にはLED照明を導入する。
- ・ 建築物の新築、改築、更新時には高効率空調設備等を導入する。
- ・ 建築物の新築、改築、更新時には断熱構造化を促進する。

#### 2) エネルギーの使用に関する取り組み

市の事務事業に伴う温室効果ガスのほとんどは、施設におけるエネルギーの使用（電力・燃料の使用）によるものであり、エネルギー使用量の削減は、温室効果ガスの排出量削減に直接的につながります。職員の事務事業活動を改めて見直し、無駄を無くし、環境に配慮した取り組みに努めます。

##### <運用改善による取り組み>

- ・ 始業前や昼休み中、時間外勤務時には不必要な照明器具の消灯を行う。
- ・ 更衣室、会議室、トイレ、給湯室等使用していない場所は消灯する。
- ・ 電気のスイッチは一か所ずつ適切に操作を行い、業務に支障のない範囲で間引きをする。

- ・使用していないパソコンはスリープモードにする。
- ・ノー残業デーの毎月第2、第4金曜日には定時に業務を終了する。
- ・空調の温度設定は、夏季は28℃、冬季は20℃以下を目安に設定する。
- ・個人使用の扇風機・電気ストーブの使用はしない。
- ・クールビズ、ウォームビズを励行する。
- ・常時電源を必要とする電気ポット等の使用は控えめにし、コーヒーマーカーの使用は止める。
- ・終業時、最後に退室する者は必ず消灯を行う。
- ・ブラインドを効率的に活用し、冷房効率を高める。
- ・ボイラー等エネルギー供給設備の適正な管理を図る。

### 3) 水の使用に関する取り組み

水道水は浄水場で生成される時に、多くのエネルギーを消費します。また、使用後の水を浄化する際にも、多くの電気が使われていることから、使用量削減に努めることは、エネルギー使用の削減に間接的につながります。水資源の保全と電気消費の抑制のため、節水に努めることが重要です。

#### <運用改善による取り組み>

- ・洗面、歯磨き及び食器洗い等の際には、こまめに蛇口をしめる。
- ・トイレ使用時に可能な範囲で放水を抑制する。
- ・洗車時には、バケツの使用、ホースの手元制御弁などにより節水に努める。

### 4) 廃棄物の減量

紙類や容器包装廃棄物の排出抑制を推進し、廃棄物の減量・再利用・リサイクルを図るために、ごみ分別の徹底に努めます。ごみは、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済活動の流れのなかで、ごみの質が多様化するとともに、排出量も増加の一途をたどっており、処理費の増大、施設の確保など生活環境に直接かかわる問題となっています。

このような中、行政もごみの排出者であることを十分に認識し、常に市民や事業者への啓発、ごみの減量に向けた適正分別を徹底し、ごみの減量、リサイクルに取り組む必要があります。特に、庁舎内から排出されるごみの大半が紙ごみであることから、紙使用量の削減を積極的に行い、再利用やリサイクルに努めます。

### <運用改善による取り組み>

- 分別回収ボックスを設置し、ゴミの分別を徹底する。
- シュレッダーの使用は機密文書に限定し、必要最小限とする。
- 印刷物や冊子を発注する際は、必要最低限の部数となるようにする。
- 会議資料は必要最低限の部数とし、タブレット導入等によるペーパーレス化を促進する。
- 庁内 LAN 等を活用し、資料の共有化を図り、印刷は極力控える。
- コピー用紙は両面印刷を徹底する。
- コピー機やプリンターを使用する際は、枚数や設定を確認し、ミスプリントを防ぐこと。
- ミスプリントや片面用紙は、庁内で完結する文書やメモ用紙に再利用すること。
- 使用済封筒を市の機関や庁内連絡用に再利用する。
- 物品の長期使用を心がけるとともに、故障等の際には修繕により再使用に努める。
- ファイル等なるべく再利用する。
- ポスターは臨時広報用の帯等に再利用する。
- ごみ袋の減量化のために、ごみを小さくちぎって捨てるなど、体積を減らす。

## 対策② 公用車の使用による負荷の低減の推進

### 5) 公用車の走行距離及び燃料使用量削減に向けた取り組み

公用車の走行により排出される温室効果ガスを削減するため、エコ・ドライブの実施や、公用車の更新、新規購入にあたっては環境負荷の少ない、低燃費自動車の導入に努めます。

- 燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド車等の燃費性の優れた低公害車の導入を促進する。
- 購入時における優先順位は次のとおりとする。
  - I 軽自動車
  - II 低公害車（電気自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車）
  - III 特別の事情により、I または II により難しい場合は排気量 1500cc 以下の普通自動車
- 公用車における「エコ・ドライブ10」（※）の推進
- 近距離の用務には、徒歩や自転車の利用に努める。
- 荷物の積み下ろし時や待機時にエンジンを停止するなど、アイドリング・ストップを実施する。
- 公用車の使用後は、燃料の残量確認と洗車を心がけ、次に使用する方へ配慮する。

※「エコ・ドライブ10」とは環境に配慮した自動車の使用のことです。具体的な取り組みは以下のとおりです。

(1) ふんわりアクセル「e スタート」 (2) 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 (3) 減速時は早めにアクセルを離そう (4) エアコンの使用は適切に (5) ムダなアイドリングはやめよう (6) 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう (7) タイヤの空気圧から始める点検・整備 (8) 不要な荷物はおろそう (9) 走行の妨げとなる駐車はやめよう (10) 自分の燃費を把握しよう

## 対策③ グリーン購入の推進

### 6) グリーン購入に係る取り組み

市では、事務事業活動で多くの物品を調達しています。職員等が使用する事務用品等について、環境負荷の低減や環境に配慮した商品の購入（調達）に努めます。

- ・グリーンステーションのエコマーク商品掲載カタログやエコマーク商品総合情報サイトを参考に物品等を調達する。
- ・グリーン購入ネットワークサイトのエコ商品リストを参考に物品等を調達する。
- ・国及び業界団体が定める、各種の環境ラベル表示を参考に物品等を調達する。

## 対策④ 職員意識向上の推進

### 7) 研修・情報発信等の取り組み

市が行うすべての事務事業について、常に環境へ大きな負荷を与えていることを職員一人ひとりが常に認識し、環境に配慮した行動を率先して取り組むため、職員への研修や情報提供することにより意識の向上を図ります。

- ・環境に関する研修やイベント等に積極的に参加し、一事業所としても協力体制を図る。
- ・市の広報やホームページなどを利用して、身近な環境情報を提供する。
- ・公共施設をクールスポットとして市民の憩いの場としてもらう。
- ・ノー残業デーの取り組みを庁内放送で啓発する。



## 第5章 計画の推進と点検・公表

---

### 1 推進体制

計画を推進するため、エネルギー管理統括者を総務部長、エネルギー管理企画推進者を総務部総務課長とし、各課及び各行政委員会事務局に正・副合わせて2人以上の環境保全推進員を置くものとします。

環境保全推進員は、年間を通じて各所属における取り組み内容の点検、指導、改善等を行います。

事務局は総務課行政班が行います。

### 2 取り組み結果の点検と公表

各部署の活動内容については、点検表（様式1）により、前年の取り組みの状況を毎年6月末までに総務課長へ報告するものとします。事務局は取りまとめ結果から、温室効果ガス排出量を算定し、国および県へ各種報告書等を7月末までに提出するものとします。

結果については、毎年庁内LANに掲示するとともに、ホームページで公表するものとします。